

## 事業実績（研修）報告②

### 1. 研修の概要

- (1) 目的 情報公開制度の在り方と地方議会における実態
- (2) 日時 10月30日（日） 13時30分～16時30分
- (3) 場所 自宅からオンライン（zoom）による研修
- (4) 参加者 鈴木規子

### 2. 研修内容と所感

#### 全国自治体議員行財政自主研究会 第3回研修会

##### (1) テーマ：情報公開制度と地方議会

講師 三木 由希子氏（NPO 法人 情報公開クリアリングハウス理事長）

内閣府行政透明化検討チーム。国会・参考人等歴任）

- ・クリアリングハウスは公的機関における市民の知る権利の確立がミッション。
- ・情報公開制度は、わが国では、制度そのものが不信感を醸成しやすい点に課題がある。
- ・議員としての情報開示のための立脚点。
  - 行政側に「原則論～情報公開を前向きに取り組むべきものであり、情報公開が適切にできないと信頼が損なわれる」ことを強調することが必要。きれいごとであっても、原則論求めていく姿勢が必要である。
  - 情報提供を積極的に進めるのが、行政の本来の在り方、当たり前な在り方であるとの立ち位置に立たせる働きかけをしていきたい。
  - 指定管理者は開示の対象機関にできる。出資団体が50%以上の場合は、極めて公共的団体といえる。説明責任を果たすべき存在である。
- ・チェックのポイント
  - 職員が作成した備忘録。組織的に用いているかどうかの判断は内部ソースが必要。
  - 条例の解釈、運用を要確認（手引き、解釈運用基準などの名称でつくられている）。
  - 情報の95%は5年で、もしくは7年で消えてゆく。
  - 長期の公共事業は保存期間に拘る必要がある。事業が完結してから保存期間何年と設定すべき。「あったけど廃棄した」という場合に注意。
- ・非公開規定の考え方…自治体側に立証責任がある。
- ・ニセコ市情報公開条例 13 条に、文書不存在の場合には作成して公開する規定がある。

#### <所感>

- ・本市のPFI事業における情報開示、保全について重要な示唆を得た。

項目	支出金額	備考
研修費	5,000 円	第3回参加費
計	5,000 円	5,000 円